

佐賀県告示第194号

海岸保全区域の指定（昭和53年佐賀県告示第551号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月30日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。				海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。			
有明海沿岸				有明海沿岸			
海岸名	地区海岸名	地先海岸名	区域	海岸名	地区海岸名	地先海岸名	区域
鹿島海岸	七浦地区海岸	七浦干拓地先海岸	略 区域の幅 堤防表護岸天端肩から直角に陸地の方向へ50メートル、水面の方向へ50メートル。ただし、陸域で潮遊池の存する部分については潮遊池内堤の耕地側法尻まで、標杭から終点の方向に耕作道路の存する部分の606メートルまでについては耕作道路の耕地側法尻まで、及びその先から終点までの156.5メートルについては17メートルとし、水域で標杭から終点までは8メートルとする。	鹿島海岸	七浦地区海岸	七浦干拓地先海岸	略 区域の幅 堤防表護岸天端肩から直角に陸地の方向へ50メートル、水面の方向へ50メートル。ただし、陸域で潮遊池の存する部分については潮遊池内堤の耕地側法尻まで、標杭から終点の方向に耕作道路の存する部分の606メートルまでについては耕作道路の耕地側法尻まで、及びその先から終点までの156.5メートルについては17メートルとし、水域で標杭から終点までは8メートルとする。

改正前					改正後				
				なお、陸域には塩屋樋門を含むものとする。				<u>ただし、標杭から262.0メートルから459.3メートルまでの水域については基点1から基点18の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域とする。</u> なお、陸域には塩屋樋門を含むものとする。 <u>点の位置</u> <u>基点1 標杭から262.0m地点</u> <u>基点2 標杭から262.0m地点から水域方向へ17.7m</u> <u>基点3 標杭から273.0m地点から水域方向へ17.7m</u> <u>基点4 標杭から279.3m地点から水域方向へ22.3m</u> <u>基点5 標杭から289.3m地点から水域方向へ22.3m</u> <u>基点6 標杭から299.1m地点から水域方向へ28.5m</u> <u>基点7 標杭から299.3m地点から水域方向へ41.6m</u> <u>基点8 標杭から307.9m地点から水域方向へ40.5m</u> <u>基点9 標杭から319.3m地</u>	

改正前					改正後				
				略					<u>点から水域方向へ40.8m</u> <u>基点10 標杭から339.3m地</u> <u>点から水域方向へ41.3m</u> <u>基点11 標杭から359.3m地</u> <u>点から水域方向へ41.8m</u> <u>基点12 標杭から379.3m地</u> <u>点から水域方向へ42.3m</u> <u>基点13 標杭から399.3m地</u> <u>点から水域方向へ42.8m</u> <u>基点14 標杭から419.3m地</u> <u>点から水域方向へ43.3m</u> <u>基点15 標杭から439.3m地</u> <u>点から水域方向へ43.8m</u> <u>基点16 標杭から455.1m地</u> <u>点から水域方向へ44.2m</u> <u>基点17 標杭から459.3m地</u> <u>点から水域方向へ44.2m</u> <u>基点18 標杭から459.3m地</u> <u>点</u> <u>略</u>